

調達要求番号： 統-08-0513-017

情報本部仕様書				
物品番号			仕様書番号	
品 名 又は 件 名	部外委託教育（語学・仏語）		D I H－L T－21005A	
			大臣承認	令和 年 月 日
			作成	令和 3 年 9 月 15 日
			改正	令和 3 年 12 月 15 日 令和 年 月 日
			作成	情報本部統合情報部

- 1 総則
- 1.1 適用範囲
- この仕様書は、情報本部で実施する部外委託教育（語学・仏語）の必要な事項について規定する。
- 2 教育に関する要求
- 2.1 教育目標・教育成果
- a) 仏語の正確な発音、文法、聴取力、翻訳力、特に通訳力を向上させる。
- b) 各教育受講対象者の仏語の運用能力に係る教育目標・教育成果の細部は調達要領指定書により規定する。
- 2.2 教育期間
- 教育期間は、調達要領指定書により規定する。
- 2.3 教育形態
- 講師との対面での個人受講形式（マンツーマンレッスン）で実施すること。
- 2.4 教育時間数
- 教育時間数は、調達要領指定書により規定する。
- 2.5 教育スケジュール
- 契約締結後、各受講者と日程調整し、平日休日を問わず実施する。また予定されていた授業が契約相手方の都合で実施できなくなった場合、振替え授業を行うこと。
- 2.6 教育実施場所
- 通学の場合は、都内23区内に所在する語学専用演習室等で視聴覚教材を用いた授業を実施できるものとし、契約相手方が準備する。
- 2.7 教育受講人員
- 教育受講人員は、調達要領指定書により規定する。
- 2.8 教材
- 契約相手方が準備する。
- 3 成果測定等
- 教育期間の期末に成果測定を実施すること。なお成果測定要領及び提出期限は調達要領指定書に規定する。
- 4 品質保証
- 4.1 監督・検査
- 監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領による。
- 4.2 その他
- 官側は必要の都度、契約相手方の教育について現場確認できるものとする。
- 5 仕様書に関する疑義
- この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	統-08-0513-017
	調達要求年月日	令和8年5月13日
	作成部課	
	作成年月日	令和8年5月13日
品名	部外委託教育（語学・仏語）	
仕様書番号	D I H－L T－21005A	

2.1 教育目標・教育成果

DELF B1 合格レベルまで仏語の運用能力を向上させる。

2.2 教育期間

契約締結日から令和8年12月28日までの間

2.4 教育時間数

10,200分

2.7 教育受講人員

1名

3 成果測定等

教育受講対象者の当該教育後の仏語能力向上に係る成果として、仕様書の

2.1 教育目標・教育成果の項目に則し、受講開始時と終了時の仏語能力について客観的に比較・評価した測定結果を、令和9年1月26日までに書面（任意様式）にて官側に提出すること。